

大野城市地域防災計画

[原子力災害等対策編]

令和7年2月修正

大野城市防災会議

第1章 総則

第1節	計画の目的	総則	1
第1	計画の目的	総則	1
第2	基本理念	総則	1
第3	基本目標	総則	2
第4	災害の範囲	総則	2
第5	原子力災害等対策編の構成	総則	3
第6	計画の修正及び周知・徹底	総則	3
第7	市民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）	総則	3
第8	他の計画との関係	総則	4
第2節	市の概況	総則	5
第1	自然的条件	総則	5
第2	社会的条件	総則	6
第3節	災害の想定	総則	8
第1	被害の想定	総則	8
第4節	防災機関の業務大綱	総則	13
第1	原子力災害対策	総則	13
第2	航空災害対策	総則	19
第3	林野火災対策	総則	20
第4	各種危険物施設等対策	総則	21
第5	その他事故対策	総則	22

第2章 原子力災害対策計画

第1節	災害予防計画	原子力	1
第1	原子力災害対策	原子力	1
第2節	災害応急対策計画	原子力	4
第1	活動体制	原子力	4
第2	情報の収集・提供	原子力	8
第3	緊急避難	原子力	12
第4	原子力災害での応急対策活動	原子力	12
第3節	災害復旧計画	原子力	16
第1	放射性物質による汚染の除去	原子力	16
第2	放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理	原子力	17
第3	風評被害の軽減	原子力	18
第4	心身の健康相談体制の整備	原子力	18
第5	各種制限措置の解除等	原子力	18
第6	環境放射線モニタリングへの協力	原子力	18

第3章 大規模事故対策

第1節	航空機事故への対応	大規模事故	1
第1	航空機事故対策	大規模事故	1
第2	航空機事故の応急対策	大規模事故	1
第2節	林野火災への対応	大規模事故	4
第1	林野火災対策	大規模事故	4
第2	林野火災の応急対策	大規模事故	5
第3節	各種危険物施設等への対応	大規模事故	7
第1	各種危険物施設等対策	大規模事故	7
第2	各種危険物施設等の応急対策	大規模事故	9
第4節	その他事故への対応	大規模事故	12
第1	その他大規模事故の応急対策	大規模事故	12

第 1 章 総 則

- 第 1 節 計画の目的
- 第 2 節 市の概況
- 第 3 節 災害の想定
- 第 4 節 防災機関の業務大綱

総則は、地域防災計画の目的、市域の災害に関する環境、防災の方針（ビジョン）、防災業務に関する機関と役割について明らかにするものである。

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び大野城市防災会議条例第2条の規定に基づき、大野城市防災会議が作成する計画である。市・県及び関係機関や公共的団体その他市民がその有する全機能を発揮し、市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるものとする。

第2 基本理念

災害対策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方公共団体の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した市民運動を展開するとともに、その推進にあたっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、地域防災会議における委員の性別の偏りを是正する等、防災に関する施策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大する。

（災害対策基本法 第2条の2）

1. 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
2. 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、市民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
3. 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
4. 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
5. 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
6. 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第3 基本目標

本市は、平成20年6月にコミュニティ構想（人づくり・地域づくり編）を策定した（平成29年3月改訂）。この構想は、地方自治体に求められる自己決定、自己責任による特色あるまちづくりを推進するとともに、市民と行政が果たすべき責任と役割を明確にし、対等な立場で共に創りあげる“新しいコミュニティの姿”を示したものである。その目指すべきコミュニティの姿として「市民と行政のパートナーシップで、自治力みなぎるコミュニティ」を掲げている。

平成23年3月11日の東日本大震災後、自主防災組織の育成や要配慮者の避難支援等地域防災力の強化が強く訴求されるなか、このコミュニティ像の実現は本市における防災の新しい基本方針である「減災」を支える大きな礎になるものと考えられる。

こうしたことをふまえ、地域防災計画の策定及び運用の指針として、以下の3点を基本目標とする。

基本目標Ⅰ：災害に強いひとをつくる

自身の安全の確保はもとより要配慮者の支援もできる災害に強い人、災害に強い組織をつくとともに、日常的な交流や定期的な訓練等を通じて風水害、地震災害及び原子力災害等、災害時の市民力、職員力を高める。

基本目標Ⅱ：災害に強いまちをつくる

市民力と行政力を結集し、治水や建物耐震化、ライフラインや公共施設の安全性を確保することはもとより、液状化や延焼火災をはじめとする二次災害を防止するための措置を講じる等、風水害や地震に強いまちづくりを進める。

基本目標Ⅲ：災害に備えた体制をつくる

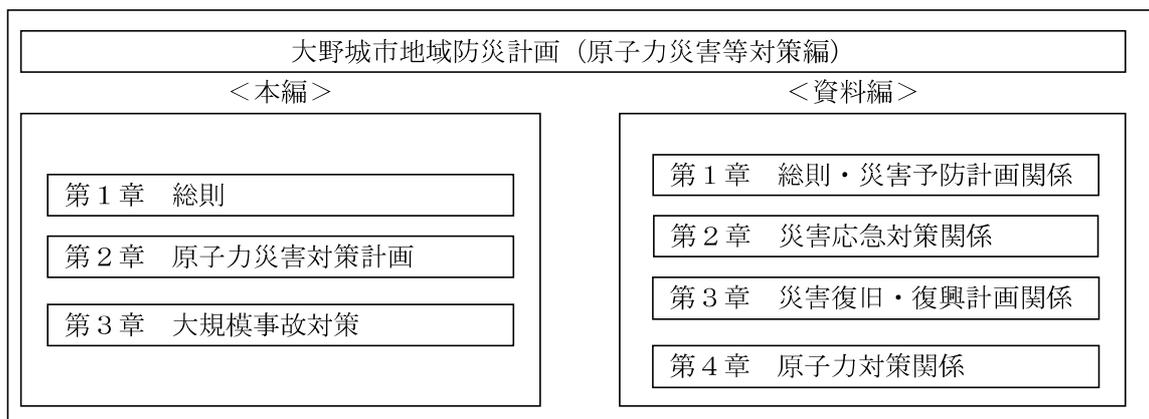
避難や情報伝達、消防・救出・救助、輸送等、市民一人ひとりの安全を確保するための初動体制を強化するとともに、その後の生活救援や文教対策、行政における業務再開等の応急・復旧力を確立する。

第4 災害の範囲

この計画では、原子力災害、大規模事故災害（航空機事故、林野火災、各種危険物施設等災害、その他事故）についての対応を図る。

この計画に定めのない事項については、大野城市地域防災計画の「風水害対策編」及び「震災対策編」によるものとする。

第5 原子力災害等対策編の構成



第6 計画の修正及び周知・徹底

1. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。ただし、組織名等の軽微な変更は防災会議の審議の対象外とする。

※資料編 2-1・2 大野城市防災会議条例

※資料編 2-3 大野城市防災会議委員名簿

2. 計画の周知・徹底

この計画は、市職員及び防災関係機関の職員に周知・徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知・徹底する。

第7 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資及び資材の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築など自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

※資料編 1-12 地区防災計画一覧

第8 他の計画との関係

1. 法令に基づく防災業務計画及び県地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき、市域に係わる災害から市民（来訪者を含む）の生命、身体及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び福岡県地域防災計画に矛盾し、又は抵触することのないよう定める。

2. 市総合計画との関係

大野城市総合計画は、大野城市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定されるものである。現在は第6次総合計画（平成31年度～令和10年度）があり、10ヶ年にわたる行政に関するまちづくりプランが策定されている。

市が行う防災に関する施策もこの総合計画に基づき実施されており、基本計画の政策04-全世代に向けて方針4「安全で安心して暮らせるまちをつくる」がそれにあたる。市地域防災計画と市総合計画との関係はおおよそ次のとおりである。

- ◆本計画は、市総合計画に定められた防災施策、防災関連施策その他の分野の施策も含めて「災害に強いひとづくり」、「災害に強いまちづくり」の観点から体系化したものである。
- ◆市総合計画が行政施策を主体とした計画であるのに対し、この計画は、市域における、あらゆる個人及び機関の安全と財産を守るという限りにおいて、市、事業所及び個人の果たすべき役割分担についても規定したものである。

3. 市国土強靱化地域計画との関係

大野城市国土強靱化地域計画（令和4年2月策定）は、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全安心な地域・経済社会の構築に向けた「市の強靱化」を推進するために策定されるものであり、本計画は、この地域計画との整合をとり、災害に強いまちづくりを推し進めていく。

第2節 市の概況

第1 自然的条件

1. 位置、面積

本市は東経130度28分、北緯33度32分で、福岡市の南東、博多湾から約10km内陸部に位置する。市域は東西約6km、南北約8.5kmで面積は26.89km²である。市の中心部の幅は約1kmしかなく、ひょうたん型をしている。周辺自治体との位置関係は、北東部は宇美町と接し、北部から西部にかけては福岡市・春日市と、南部は筑紫野市・那珂川市と、東部は太宰府市と接している。

2. 地形、地質

市内の北東部には大城山（四王寺山）、乙金山、南部から南西部には背振山地の牛頸山を中心とする小連山があり、貴重なみどり（市域の約4割が森林）が残されている。中心部は平坦で市域の約5割を占め、そこでは御笠川に牛頸川が合流し、やがて博多湾へと注いでいる。なお、牛頸川の上流には県営牛頸ダムがあり、市内各地にため池が31箇所点在している。

市内の地質は、かこう岩を基盤とし、丘陵・台地部、平野部に洪積層が分布する。沖積層は御笠川と牛頸川沿いに分布し、砂質地盤を主体とし、軟弱地盤はみられない。台地・丘陵地の洪積層の層厚は薄く、基盤のかこう岩類が露出する地域が多い。また、平野部の第四紀層の基底部までの厚さ（基盤岩深度）は、おおむね20m程度以下である。なお、玄海灘から福岡平野にかけてほぼ北西部と南東部に分布する警固断層帯が、市内の中央を縦断する位置に存在している。

3. 気象

本市の気候は、日本海型気候区と太平洋型気候区への漸移帯と考えられる。過去20年間における年平均気温は約16.7℃、年平均降水量は約1,933mmで、概して温暖な気候の地域である。近年は、ヒートアイランド現象に加えて地球温暖化の影響等により、短時間のうちに狭い地域に集中して大量の雨が降る集中豪雨の頻度が増している。また、台風の福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸（※）は、年平均3.8個である。台風が接近・上陸すると、風害、水害などの大きな災害が発生するおそれがあり、厳重な警戒を要する。

（※）台風の中心が九州北部地方（山口県を含む）のいずれかの気象官署から300km以内に入ったもの。

■ 過去20年間の年間降水量と平均気温（福岡管区気象台（太宰府）、降水量：mm、気温℃）



第2 社会的条件

1. 人口

本市の人口・世帯数は、平成19年4月1日当時（93,381人・37,294世帯）から令和6年3月31日までに、総人口が9,437人（10.1%）増加し、総世帯数も9,615世帯（25.7%）増加している。なお、1世帯当たりの人口は減少を続けている。また、少子高齢化が進んでいる中、災害時に自力での避難行動や避難生活が困難である要配慮者の割合も増加していると考えられる。

本市の令和6年3月31日現在の人口（住民基本台帳）の内訳を下表に示す。

総人口	102,818人	男性	49,528人
		女性	53,290人
総世帯数	46,909世帯		

出典：大野城市住民基本台帳

2. 土地利用

本市の市街地は、昭和40年代の大規模な住宅団地開発や、九州自動車道、国道3号バイパス（現国道3号）の開通、土地区画整理事業等の社会基盤整備に伴い、拡大してきた。市の中心部をJR鹿児島本線と西鉄天神大牟田線が並走し、JRの大野城駅と水城駅、西鉄の白木原駅と下大利駅がある。

現在、西鉄春日原駅周辺、白木原、下大利に商業地域、南ヶ丘に近隣商業地域があり、駅を中心に利便性の高い街が形成されている。国道3号沿いの御笠川、仲畑には、準工業地域が広がり、南ヶ丘、つつじヶ丘、月の浦等は第一種低層住居専用地域として、良好な住居環境を形成している。なお、市街化区域内の農地は宅地化により減少している。また、市内の北東部と南西部の山麓地域等の市街化調整区域については、無秩序な開発を抑制するとともに、自然環境の保全に努めている。

■本市の用途地域等の指定状況 (令和5年時点)

区域名		面積 (ha)	割合 (%)
都市計画区域		2,689	100
市街化区域		1,405	53
用途地域	第一種低層住居専用地域	506	19
	第一種中高層住居専用地域	69	3
	第二種中高層住居専用地域	151	6
	第一種住居地域	362	13
	第二種住居地域	28	1
	準住居地域	13	1
	近隣商業地域	18	1
	商業地域	30	1
	準工業地域	228	8
市街化調整区域		1,284	47
合計		2,689	100

出典：統計おおのじょう

※商業地域及び近隣商業地域において準防火地域を48ha指定している。

3. 建物

本市の建物棟数は、全体で26,151棟である。そのうち、新耐震基準（昭和57年以降）の建物は約76%、旧耐震基準（昭和56年以前）の建物は約24%である。また、全体の26,151棟のうち住宅は21,312棟あり、うち木造戸建て住宅は15,239棟、共同住宅等は6,073棟（非木造住宅4,732棟、共同住宅1,341棟）となっている。

出典：固定資産課税台帳（令和6年4月現在）

第3節 災害の想定

第1 被害の想定

大野城市域に発生する可能性のある災害（風水害、地震災害以外）は、原子力災害、大規模事故（航空機事故、林野火災、各種危険物施設等災害、その他の事故）に大別することができる。

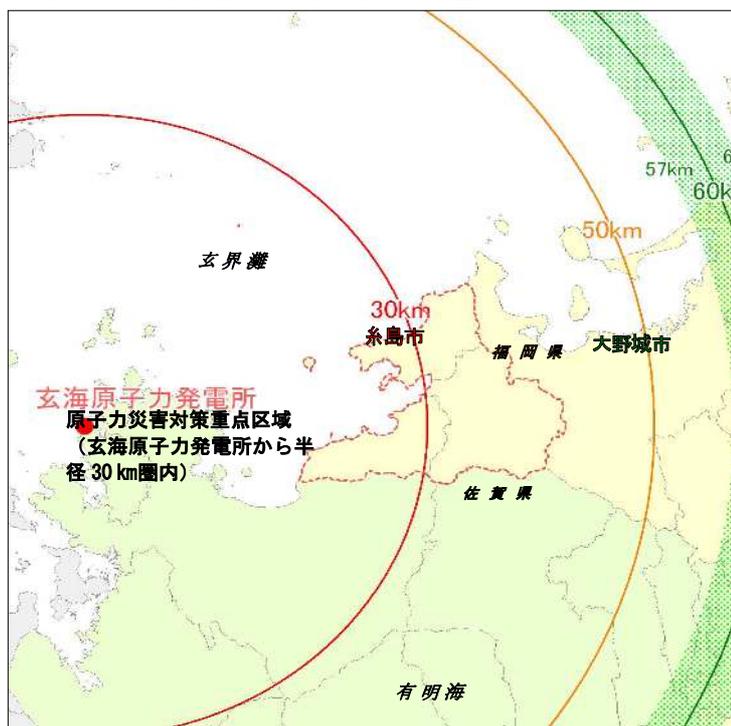
1. 原子力災害

(1) 大野城市と原子力発電所との位置関係

大野城市は、玄海原子力発電所から東に約 60km（57～63km の範囲）に位置している。福岡県地域防災計画・原子力災害対策編（令和6年3月）では、原子力災害対策重点区域の範囲を「玄海原子力発電所からおおむね半径 30km の円内」としている。

この区域の範囲は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）における「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」の考え方に準拠するものである。

■玄海原子力発電所と大野城市の位置関係



出典：原子力安全委員会・防災指針検討WG資料

※資料編 4-1 玄海原子力発電所の概要

(2) 計画の前提とする災害の想定

本市は、「緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)」の外側に位置しているものの、風向き等によっては同区域と同様の対策が求められる可能性がある。

したがって、本市においては、条件によっては屋内退避や安定ヨウ素剤服用等の対策が必要となり得ることを想定し、これを計画の前提とするものとする。

玄海原子力発電所で異常事態が発生した場合は、県及び糸島市は指針等に基づく事態区分に応じて、対象地域における予防的防護措置等を準備し、実施するが、事故の規模や原子力施設の状態に応じ、本市においても国の指示に基づき段階的に防護措置を実施する可能性があることに留意する。

また、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、放射線量の実測値等を指針におけるO I L (Operational Intervention Level、以下「O I L」という。ただし、放出された放射性核種組成が明確になった時点で初期設定値が改定された場合には、改定後の値によるものとする。) に照らして、必要な防護措置の実施についても留意する必要がある。

■事態区分

事態区分	区分の概要	具体的な事例	防護措置などの事例
情報収集事態	佐賀県玄海町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合		(情報収集体制)
緊急事態区分	警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀県玄海町で震度6弱以上の地震が発生した場合 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下した場合 他	(警戒体制)
	施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない場合 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合 他	・屋内退避の準備
	全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできない場合 他	・屋内退避の実施 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布など) ・避難、一時移転、避難退域時検査の準備(避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保など)

第3節 災害の想定

■O I Lと防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避させるための基準	500 μ S v / h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ S v / h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ S v / h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、 その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000 Bq/kg	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後、国が検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6の値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

■日常生活で受ける放射線と人体影響

実効線量 (mSv)	期間	内訳
0.05	年	原子力発電所周辺の線量目標値
0.05	1回	胸のX線集団検診
0.2	往復	東京～ニューヨーク航空機旅行
0.6	1回	胃のX線集団検診
1	年間	一般公衆の線量限度（医療は除く）
2.4	年間	1人当りの自然放射（世界平均）
6.9	1回	胸部X線コンピュータ断層撮影検査（CTスキャン）
10	年間	ブラジル（ガラパリ）での自然放射線
200	急性	全身被ばく（これより低い線量では臨床症状が確認されていない）
500	急性	全身被ばく（末梢血中のリンパ球の減少）
1,000	急性	全身被ばく（悪心、嘔吐(10%の人)）
7,000～ 10,000	急性	全身被ばく（死亡）

資料：原子力2005 放射線医学総合研究所調べ等による

2. 大規模事故

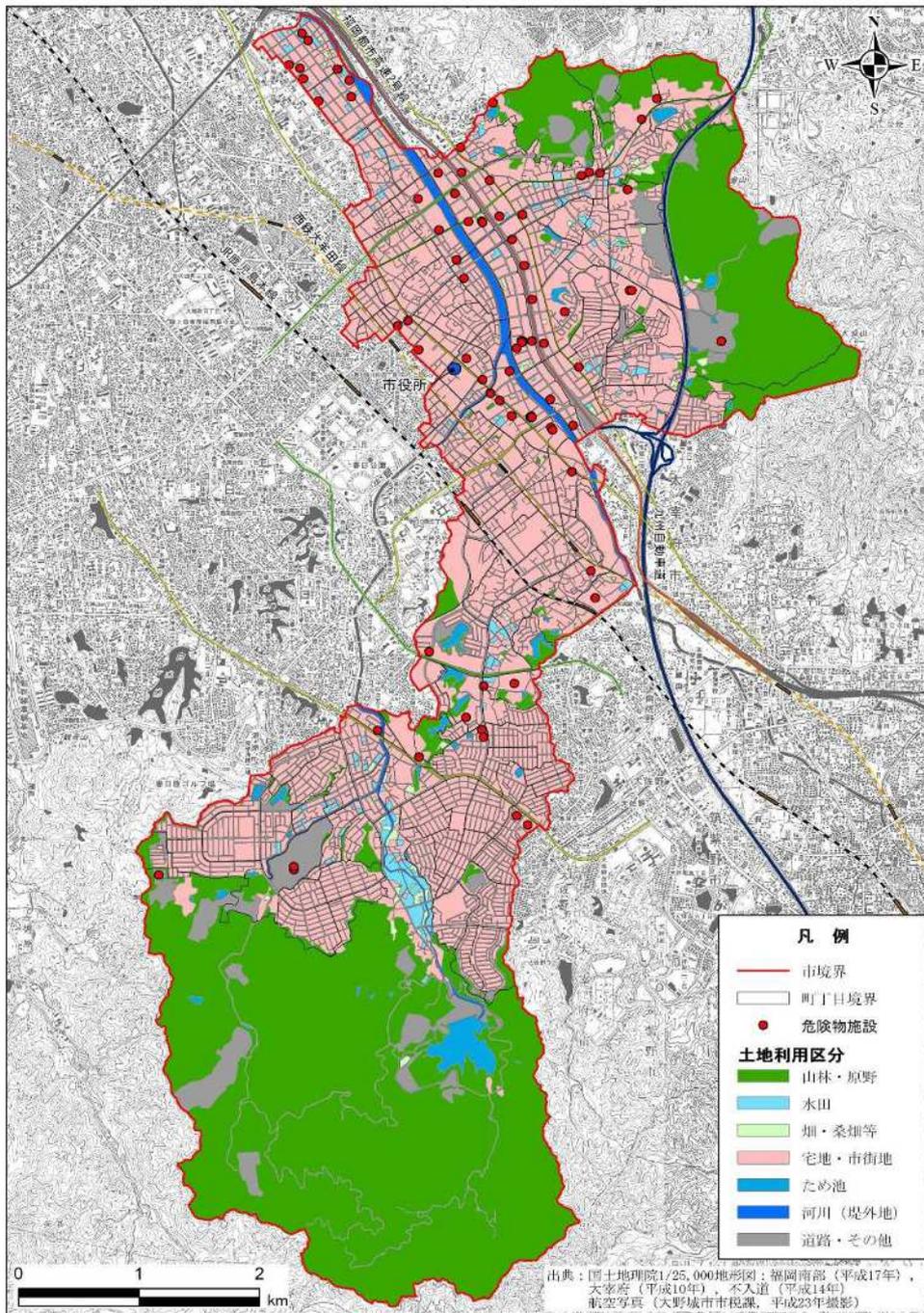
航空機事故、林野火災、各種危険物施設等災害、その他の事故（鉄道事故、道路事故、ガス・化学物質の漏洩、ガス爆発、土木工事における事故等）については被害の想定が困難であるため、ここでは災害の要因となり得る土地利用や危険物箇所等を以下のとおり整理する。

ここでいう危険物とは、消防法上の危険物である。

※資料編 2-145 危険物貯蔵・取扱施設集計表

第3節 災害の想定

■本市の土地利用及び危険物施設図



資料：大野城市資料をもとに作成（平成24年10月現在）

第4節 防災機関の業務大綱

第1 原子力災害対策

1 市

機 関 名	所 掌 事 項
市	(災害予防) ①原子力防災に関する知識の普及と啓発 ②教育及び訓練の実施 (災害応急対策) ①災害状況の把握及び情報提供 ②緊急時モニタリング (以下、「緊急時モニタリング」という。)への協力 ③糸島市の市民などの避難受入に係わる協力 ④市民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限に必要な措置 ⑤市民などへの汚染農林水産物などの出荷制限など ⑥原子力災害医療への協力 ⑦災害時における避難経路及び輸送経路の確保 (災害復旧) ①放射性物質による汚染の除去 ②放射性物質の付着した廃棄物の処理 ③各種制限措置の解除 ④損害賠償の請求などに必要な資料の整備 ⑤情報が十分伝わらないことによる混乱 (いわゆる風評被害) の影響の軽減 ⑥文教対策

2 県

機 関 名	所 掌 事 項
県	(災害予防) ①原子力防災体制の整備 ②通信施設及び通信連絡体制の整備 ③モニタリング施設及び体制の整備 ④環境条件の把握 ⑤原子力防災に関する知識の普及と啓発 ⑥教育及び訓練の実施 ⑦災害発生時における国、市町村などとの連絡調整 ⑧応急対策活動に要する資機材などの整備 (災害応急対策) ①災害状況の把握及び情報提供 ②緊急時モニタリングの実施 ③市町村長に対する市民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言、協力 ④保健医療福祉調整本部の設置・運営 ⑤原子力災害医療 (被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関すること等) ⑥市町村長に対する市民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示等 ⑦市町村長に対する市民などへの汚染農林水産物等の出荷制限

第4節 防災機関の業務大綱

機 関 名	所 掌 事 項
	の指示等 (災害復旧) ①放射性物質による汚染の除去 ②放射性物質の付着した廃棄物の処理 ③市町村長に対する各種制限措置の解除の指示 ④情報が十分伝わらないことによる混乱 (いわゆる風評被害) の影響の軽減 ⑤文教対策 ⑥相談窓口の設置 ⑦県管理の道路の管理 ⑧災害時における避難経路及び輸送経路の確保 ⑨その他災害対策に必要な措置

3 消防機関

機 関 名	所 掌 事 項
糸島市消防本部	(災害予防) ①教育及び訓練の実施 ②市民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限 (災害応急対策) ①一般傷病者の救急看護 ②原子力災害医療への協力 ③避難などの誘導に係わる資料の整備 ④対象地域の消防対策 ※春日・大野城・那珂川消防本部については、応援要請があった場合は災害応急対策に出動するものとする。

4 警察

機 関 名	所 掌 事 項
福岡県警察	(災害応急対策) ①市民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限 ②立入禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制など ③緊急輸送のための交通の確保 ④犯罪の予防等社会秩序の維持 ⑤その他災害警備に必要な措置

5 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 項
九州管区警察局	(災害応急対策) ①警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 ②広域的な交通規制の指導調整 ③災害に関する情報収集及び連絡調整
福岡財務支局	(災害応急対策) ①災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整
九州厚生局	(災害応急対策) ①災害時における厚生労働本省及び独立行政法人国立病院機構との連絡調整

九州農政局	<p>(災害応急対策)</p> <p>①災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林水産物などへの影響に係わる情報収集及び安全性確認のための指導に関すること</p> <p>②災害時における応急用食糧の確保などに関すること</p> <p>③災害時の政府所有米穀の供給の支援 (災害復旧)</p> <p>①農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導</p> <p>②被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林水産物などの移動制限及び解除に関する指導</p>
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	<p>(災害応急対策)</p> <p>①国有林野・国有林産物の状況の把握</p> <p>②材木(原木)の供給促進など、災害時の材木需要への対応</p>
九州経済産業局	<p>(災害復旧)</p> <p>①復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保</p> <p>②被災商工業者への支援に関すること</p>
九州産業保安監督部	<p>(災害応急対策)</p> <p>①火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設などの保安確保</p> <p>②鉱山における保安確保</p>
九州運輸局 (福岡運輸支局)	<p>(災害応急対策)</p> <p>①災害時における輸送用車両の斡旋、確保</p> <p>②災害時における船舶の斡旋、確保</p> <p>③自動車運送事業者及び船舶運航事業者、港湾運送事業者に対する運送命令など</p> <p>④運送の安全確保に関する指導</p>
大阪航空局(福岡空港事務所及び北九州空港事務所)	<p>(災害応急対策)</p> <p>①航空機による輸送の安全確保に必要な措置</p> <p>②指定地域上空の飛行規制とその周知徹底</p>
福岡管区气象台	<p>(災害応急対策)</p> <p>①災害時における気象情報の発表及び伝達</p> <p>②災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時などにおける、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項などを記載した支援資料の提供</p>
九州総合通信局	<p>(災害応急対策)</p> <p>①災害時における電気通信の確保</p> <p>②非常通信の統制、管理</p> <p>③災害地域における電気通信施設の被害状況の把握</p>
福岡労働局	<p>(災害応急対策)</p> <p>①労働者の被ばく管理の監督指導</p> <p>②労働災害調査及び労働者の労災補償</p> <p>③労働者の確保・被災者の職業斡旋</p>
九州地方整備局	<p>(災害予防)</p> <p>①国管理の国道、一級河川の管理</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>①災害時における避難路及び輸送経路の確保</p>

第4節 防災機関の業務大綱

6 自衛隊

機 関 名	所 掌 事 項
陸上自衛隊第4師団	(災害応急対策) ①緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援 ②市民などの避難、物資の輸送などにおける陸上輸送支援 ③その他災害応急対策の支援
航空自衛隊 西部航空方面隊	(災害応急対策) ①その他災害応急対策の支援

7 指定公共機関

機 関 名	所 掌 事 項
九州旅客鉄道株式会社、 西日本旅客鉄道株式会社	(災害応急対策) ①災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
西日本電信電話株式会社 (九州支店)、 NTT コミュニケーションズ 株式会社、 株式会社 NTT ドコモ、 KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社、 楽天モバイル株式会社	(災害応急対策) ①災害時における通信の確保
西部ガス株式会社	(災害応急対策) ①災害時におけるガスの供給確保
日本銀行 (福岡支店、北九州支店)	(災害応急対策) ①銀行券の発行ならびに通過および金融の調整 ②資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ③金融機関の業務運営の確保に係る措置 ④金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ⑤各種措置に関する広報
日本赤十字社 (福岡県支部)	(災害応急対策) ①災害時における医療救護などの実施
日本放送協会 (福岡放送局)	(災害予防) ①原子力防災知識の普及 (災害応急対策) ①災害情報の伝達
西日本高速道路株式会社	(災害応急対策) ①災害時における避難路及び輸送経路などの確保
日本通運株式会社(福岡支店)、 福山通運株式会社、 佐川急便株式会社、 ヤマト運輸株式会社、 西濃運輸株式会社	(災害応急対策) ①災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
日本郵便株式会社 (福岡支店)	(災害応急対策) ①災害時における郵便事業運営の確保

8 指定地方公共機関

機 関 名	所 掌 事 項
西日本鉄道株式会社	(災害応急対策) ①災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
福岡国際空港株式会社	(災害応急対策) ①航空機輸送の安全確保と空港機能の確保
株式会社西日本新聞社、 株式会社朝日新聞社西部本社、 株式会社毎日新聞社西部本社、 株式会社読売新聞西部本社、 株式会社時事通信社福岡支社、 一般社団法人共同通信社福岡 社、株式会社熊本日日新聞社福 岡支社、株式会社日刊工業新聞 社西部支社	(災害予防) ①原子力防災知識の普及 (災害応急対策) ①災害情報の伝達
RKB毎日放送株式会社、 株式会社テレビ西日本、 九州朝日放送株式会社、 株式会社福岡放送、 株式会社エフエム福岡、 株式会社TVQ九州放送、 株式会社CROSSFM、 ラブエフエム国際放送株式会社	(災害予防) ①原子力防災知識の普及 (災害応急対策) ①災害情報の伝達
公益社団法人 福岡県医師会	(災害応急対策) ①災害時における医療救護などの実施
公益社団法人 福岡県獣医師会	(災害予防・災害応急対策) ①災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施に関する事
公益社団法人 福岡県歯科医師会	(災害応急対策) ①災害時における歯科医療救護などの実施
公益社団法人 福岡県トラック協会	(災害応急対策) ①災害時における緊急物資輸送の協力
一般社団法人 福岡県LPガス協会	(災害応急対策) ①災害時におけるLPガスの供給確保
公益社団法人 福岡県看護協会	(災害応急対策) ①医療の視点からの災害時要配慮者などへの支援
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	(災害応急対策) ①福祉の視点からの災害時要配慮者などへの支援
公益社団法人 福岡県薬剤師会	(災害応急対策) ①災害時の医療救護(調剤)などの実施

第4節 防災機関の業務大綱

9 その他公共的団体

機 関 名	所 掌 事 項
農業協同組合	(災害応急対策) ①農産物の出荷制限など応急対策の指導 ②食糧供給支援
商工会議所・商工会	(災害予防) ①「事業継続力強化支援計画」の策定及び推進に関すること (災害応急対策) ①救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びに斡旋
学校法人	(災害予防) ①原子力防災に関する知識の普及及び指導 ②原子力災害時における児童・生徒の避難に関する体制の確立及び実施 (災害応急対策) ①避難施設としての協力

10 原子力事業者

機 関 名	所 掌 事 項
九州電力株式会社	(災害予防) ①原子力発電所の防災体制の整備 ②原子力発電所の災害予防 ③災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供 ④防災教育及び訓練の実施 ⑤原子力災害時における通報連絡体制の整備 ⑥モニタリング設備及び機器類の整備 ⑦応急対策活動に要する資機材などの整備 ⑧原子力防災に関する知識の普及と啓発 (災害応急対策) ①緊急時における通報及び報告 ②緊急時における災害応急対策活動体制の整備 ③原子力発電所の施設内の応急対策 ④緊急時医療措置の実施のための協力 ⑤放射性物質の付着した廃棄物の処理 ⑥モニタリングの実施 ⑦県、糸島市、防災関係機関が実施する防災対策への協力 ⑧相談窓口の設置 (災害復旧) ①原子力発電所の災害復旧

第2 航空災害対策

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	①事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡調整 ②被災者の救出、救護（搬送・収容）関係防災機関との調整 ③事故拡大防止のための消火その他消防活動 ④警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示 ⑤死傷病者の身元確認 ⑥県又は他の市町村に対する応援要請 ⑦その他事故対策に必要な活動
県	①的確な情報の収集並びに国、市町村及び防災関係機関への連絡調整 ②自衛隊、地方公共団体などに対する応援要請 ③国、市町村及び防災関係機関との連絡調整 ④医療救護体制の確保
空港管理者等	①事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報 ②空港（航空通信、無線施設等を含む）及び航空機の保安 ③遭難航空機の捜索及び救助 ④自衛隊などに対する派遣要請 ⑤国際民間航空条約第14付属書に準拠した空港緊急計画の策定及び実施
警察	①被害状況の収集及び被害実態の把握 ②遭難航空機の捜索 ③被災者の救出救助 ④避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規則 ⑤事故現場及びその周辺における警戒警備 ⑥遺体の検視及び身元の確認 ⑦行方不明者の捜索 ⑧その他事故災害に必要な警察活動
航空運送事業者	①空港管理者等、市町村、消防機関、及び警察など関係防災機関に対する事故状況の的確な通報 ②空港管理者等が設置する事故応急対策本部への責任者の派遣 ③遭難航空機の捜索 ④被害拡大防止のための現地における医療その他応急措置 ⑤死傷病者の身元確認及び家族への通知
その他関係防災機関	①所管の応急対策の実施 ②県及び市町村などとの協力・連携

第3 林野火災対策

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	①火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整 ②被災者の救出、救護（搬送・収容） ③火災拡大防止のための消火その他消防活動 ④警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示 ⑤死傷病者の身元確認 ⑥県又は他の市町村に対する応援要請 ⑦その他事故対策に必要な活動
県	①的確な情報収集並びに国、市町村及び防災関係防災機関への通報・調整 ②自衛隊、地方公共団体などに対する派遣要請 ③医療救護体制の確保
警察	①被害状況の収集及び被害実態の把握 ②被災者の救出救助 ③避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 ④災害現場及びその周辺における警戒警備 ⑤遺体の検視及び身元の確認 ⑥行方不明者の捜索 ⑦その他災害に必要な警察活動
その他関係防災機関	①所管の応急対策の実施 ②県及び市町村などとの協力・連携

第4 各種危険物施設等対策

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	①事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整 ②被災者の救出、救護（搬送、収容） ③事故拡大防止のための消火その他消防活動 ④警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示 ⑤県又は他の市町村に対する応援要請 ⑥その他事故対策に必要な活動
県	①的確な情報の収集並びに国、市町村及び防災関係機関への連絡通報 ②自衛隊、地方公共団体などに対する派遣要請 ③国、市町村並びに防災関係機関との連絡調整 ④医療救護体制の確保 ⑤危険物などに関する指導取締り
警察	①被害状況の収集及び被害実態の把握 ②被災者の救出活動 ③避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 ④事故現場及びその周辺における警戒警備 ⑤遺体の検視及び身元の確認 ⑥行方不明者の捜索 ⑦危険物などに関する指導取締り ⑧その他事故災害に必要な警察活動
九州産業保安監督部	①事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報 ②高圧ガス、火薬類に関する行政指導・取締り
その他関係防災機関	①所管の応急対策の実施 ②県及び市町村などとの協力・連携

第5 その他事故対策

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ul style="list-style-type: none"> ①事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整 ②被災者の救出、救護（搬送・収容） ③事故拡大防止のための消火その他消防活動 ④警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示 ⑤死傷病者の身元確認 ⑥県又は他の市町村に対する応援要請 ⑦その他事故対策に必要な活動
県	<ul style="list-style-type: none"> ①的確な情報の収集並びに国、市町村及び防災関係機関への連絡通報・調整 ②自衛隊、地方公共団体などに対する派遣要請 ③国、市町村及び防災関係機関との連絡調整 ④医療救護体制の確保
警察	<ul style="list-style-type: none"> ①被害状況の収集及び被害実態の把握 ②被災者の救出活動 ③避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 ④鉄道関係機関と連携した二次災害防止 ⑤事故現場及びその周辺における警戒警備 ⑥遺体の検視及び身元の確認 ⑦行方不明者の捜索 ⑧その他事故災害に必要な警察活動
九州運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ①事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報 ②特に必要がある場合の代替輸送機関の斡旋及び円滑な輸送のための連絡調整 ③事故時における交通機関利用者などへの情報提供
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ①事故状況の収集・把握及び国土交通省への連絡通報 ②乗客の避難及び負傷者などの救出、救護 ③二次災害の防止及び鉄道施設の復旧 ④関係防災機関との調整
九州地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ①事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報 ②関係防災機関との調整
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ①事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 ②直轄道路施設の二次災害の阻止及び復旧
その他関係防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ①所管の応急対策の実施 ②県及び市町村などとの協力・連携

第2章 原子力災害対策計画

- 第1節 災害予防計画
- 第2節 災害応急対策計画
- 第3節 災害復旧計画

本章では、原子力災害を対象として、災害が発生する前の事前対策、災害発生後の市及び関係機関が実施する様々な応急対策、復旧対策を提示している。

なお、全ての対策には、市役所内での担当部署及び関係機関を示し、各自が計画の実施状況を確認しやすいように表現している。

第1節 災害予防計画

■ 施策の体系

第1 原子力災害対策	<ul style="list-style-type: none"> — 原子力災害に対する防災力の向上 — 原子力災害関連情報の収集及び伝達手段の整備 — 放射線モニタリング情報の収集体制の整備 — 資機材等の調達体制の整備 — 広域的な応援体制の整備
------------	--

第1 原子力災害対策

広域かつ長期に及ぶことが予想される原子力災害に対応するため、情報の収集・伝達、放射線の観測体制を確立するとともに、広域避難の受け入れ体制を整備する。

施策		原子力災害に対する防災力の向上
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
放射線等に関する知識等の普及・啓発	放射性物質や放射線に関する知識、避難時の留意事項、汚染の除去等に関する知識の普及・啓発を継続的に行う。 ◆放射性物質、放射線及び原子力災害の特性に関すること ◆放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ◆緊急時に市や国、県が講じる対策に関すること ◆屋内退避や避難に関すること ◆緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること	危機管理部
住民や緊急事態応急対策に従事する者の研修	原子力防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に住民や緊急事態応急対策に従事する者を積極的に参加させる等、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。 ◆原子力防災体制に関すること ◆原子力施設の概要に関すること ◆原子力災害とその特性に関すること ◆放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ◆モニタリング実施方法及び機器に関すること ◆原子力防災対策上の諸設備に関すること ◆緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること ◆緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること ◆原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること ◆放射性物質による汚染の除去及び処理に関すること ◆その他緊急時対応に関すること	危機管理部 環境経済部

第1節 災害予防計画

施策 原子力災害関連情報の収集及び伝達手段の整備		
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
情報収集・伝達体制の整備	原子力災害が発生した場合における県、関係機関等との情報収集及び連絡体制を整備する。 ◆原子力施設の災害等に係わる情報収集・伝達体制の整備（情報の収集・連絡要員の指定、夜間休日に対応できる体制等）	危機管理部 [施設設置者]
市民への広報体制の整備	市民へ迅速かつ的確な情報を継続的に提供できるよう、体制を整備する。 ◆区長や自主防災組織との連携体制の整備 ◆市ホームページやケーブルテレビ等を活用した市民への情報提供体制の整備 ◆住民相談窓口の設置準備 ◆国、県等から屋内退避指示が出された時の広報体制の整備	危機管理部 総合政策部

施策 放射線モニタリング情報の収集体制の整備		
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
モニタリング情報の収集体制の整備	放射線発生源、近隣情報を含むモニタリング情報の収集体制を整備する。 ◆国、県、その他モニタリング関係機関との平時からの緊密な連携	危機管理部 環境経済部
小型放射線測定器の導入と観測体制の整備	小型放射線測定器を導入し、緊急時のモニタリングのみならず、平時から定点観測・定期観測を実施し、放射線数値情報の収集・分析・公表を行う体制を整備する。 ◆平時におけるモニタリング体制の整備 ◆緊急モニタリング体制の整備	危機管理部 環境経済部

施策 資機材等の調達体制の整備		
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
資機材等の調達体制の整備	除染作業等に必要な防護服・除染資機材等及び安定ヨウ素剤・医薬品等について、調達方針を策定し、原子力災害の発生後、必要時に調達できる体制を整備する。	危機管理部

施策	広域的な応援体制の整備	
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
広域避難者の受け入れ体制の整備	原子力災害時に発生する広域避難者の受け入れ体制を整備する。 ◆県の原子力災害広域避難基本計画に基づく対応 ◆受入避難所の指定・避難所運営主体の決定等	危機管理部
広域的な応援体制の整備	緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、他市町村と相互に応援協定を締結する等あらかじめ必要な調整を行う。 ◆原子力災害に関する相互応援協定の締結	危機管理部

第2節 災害応急対策計画

広域かつ長期に及ぶことが予想される原子力災害に対応するため、速やかに活動体制及び市内の放射線観測体制を確立するとともに、市民への情報提供、緊急避難や広域避難の受け入れのための体制を整備する等、応急対策活動を実施する。

区 分	項 目	担 当 班
原子力災害への対応	第1 活動体制	本部班、広報・報道班、関係各班
	第2 情報の収集・提供	本部班、広報・報道班
	第3 緊急避難	本部班、避難対策班、医療救護班
	第4 原子力災害での応急対策活動	本部班、環境班、関係各班

第1 活動体制

市は情報収集事態の発生を覚知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡を行うために必要な体制を整備するとともに、国、県及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図る。

1. 注意配備

(1) 注意配備体制

危機管理部長は、情報収集事態の発生を覚知した場合、危機管理部職員による注意配備体制をとる。

(2) 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- ◆ 県・関係機関からの情報収集及び事故状況の把握
- ◆ 市民等への情報提供活動

(3) 配備体制の解除等

危機管理部長は、予想された災害の危険が解消されたと認められるとき、注意配備体制を解除する。

また、災害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがあるとき、副市長・市長の判断により、災害警戒本部・災害対策本部へ移行する。

2. 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置

副市長は、警戒事態の発生を覚知した場合、県から警戒事態もしくは施設敷地緊急事態発生の情報連絡を受けた場合、又は放射性物質の放出による影響が周辺環境に及ぶおそれがあるとして、必要と認めた場合は、災害警戒本部（市役所3階災害対策本部室）を設置する。

※資料編 2-6 大野城市災害警戒本部組織図（原子力対策編）

(2) 設置、指揮の権限

副市長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行う。副市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

第1順位：教育長	第2順位：危機管理部長
第3順位：都市整備部長	

(3) 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- ◆ 県・関係機関からの情報収集及び事故状況の把握
- ◆ 放射線モニタリング調査の実施
- ◆ 市民等への情報提供活動

(4) 災害警戒本部の廃止等

副市長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、災害警戒本部を廃止する。

また、災害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがあるとき、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

3. 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出し、原子力災害による影響が市に及ぶことが明らかとなった場合、又は市民等の安全確保のために必要と認めた場合は、災害対策本部（市役所3階災害対策本部室）を設置し、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、緊急事態宣言は、原子力施設で重大な事故が発生した際に、原災法第15条に基づき内閣総理大臣が発出するものである。原子力災害が終息し、応急対策を実施する必要がなくなった場合は、内閣総理大臣が原子力規制委員会を開き、原子力緊急事態解除宣言を行う。

原子力災害と同時に、本市において地震、風水害等の災害が発生し、災害対策本部を設置する場合は、要員の追加等本部体制の強化を図る。

災害対策本部を設置したときは、市役所正面玄関及び災害対策本部室前に「大野城市災害対策本部」等の標識を掲示する。

第2節 災害応急対策計画

(2) 設置、指揮の権限

市長は、災害対策本部の設置及び指揮を行う。市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

第1順位：副市長	第2順位：教育長	第3順位：危機管理部長
----------	----------	-------------

(3) 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

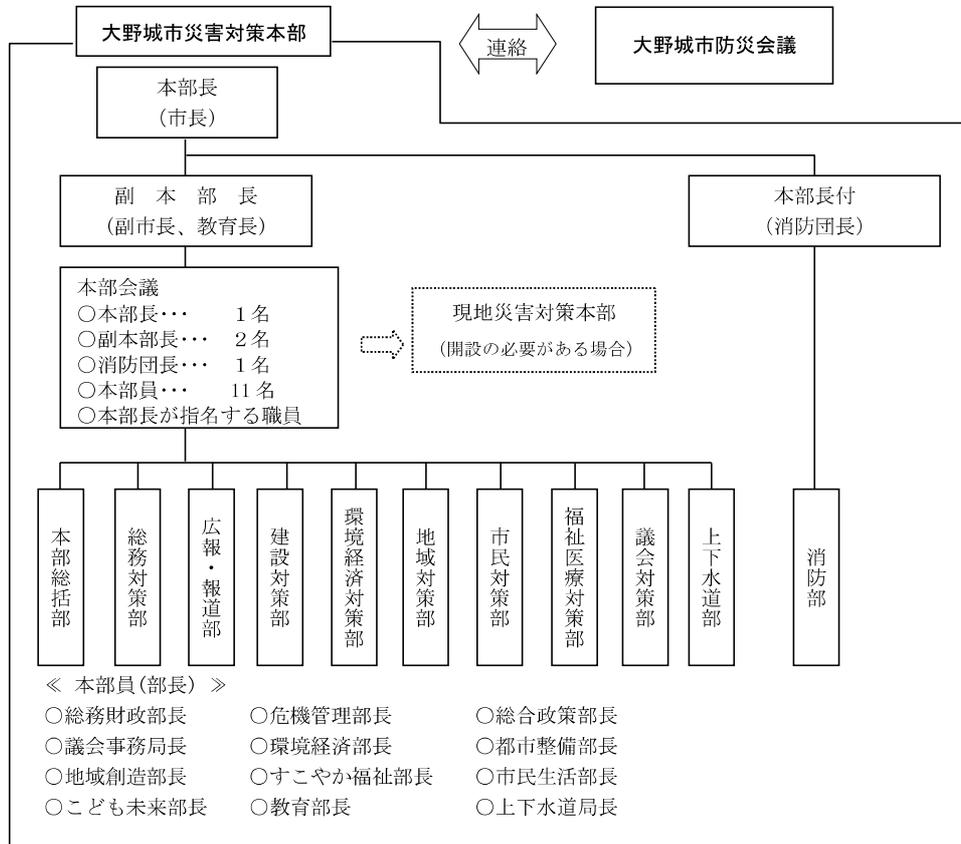
本部班、広報・報道班は、災害対策本部を設置又は廃止したとき、次のとおり通知・公表を行う。

担 当	通知及び公表先	通知及び公表の方法
本部班	関係機関	一般電話及びファックス等
	各 班	庁内放送、無線、一般電話、職員参集メール等
広報・報道班	報道機関	一般電話及び口頭又は文書等（必要に応じて）
	市 民	市ホームページ、広報車並びに報道機関（必要に応じて）を通じて公表

(4) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び役割は、次のとおりである。

■大野城市災害対策本部組織図



本部長	市長	本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部長付	消防団長	本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
本部員（部長）	各部長のうちから本部長が指名する。	本部長の命を受け、部の事務に従事する。
班 長	本部長が指名する。	本部員（部長）の命を受け、班の事務を掌理する。
班に属すべき職員	本部長が定める。	班長の命を受け、班の事務に従事する。

※資料編 2-8 大野城市災害対策本部組織図

(5) 災害対策本部会議

市長は、災害対策本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針の決定や各部の連絡・調整を行う。

災害対策本部会議の開催時期	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害対策本部設置後 ◆その他本部長が必要と認めたとき
災害対策本部会議の構成員	<ul style="list-style-type: none"> ◆本部長（市長） ◆副本部長（副市長、教育長） ◆本部長付（消防団長） ◆本部員（各部長） ◆その他本部長が指名する職員
事務局	◆本部班
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害概要及び放射線モニタリング状況 ◆各部の配備体制 ◆緊急措置事項
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆放射線モニタリング等の情報収集に関すること ◆応急対策に関すること ◆自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること ◆避難の指示、警戒区域の指定に関すること ◆広域避難の受入に関すること ◆市民向け緊急声明の発表に関すること ◆国、県等への要望及び陳情等に関すること ◆本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること ◆その他災害対策の重要事項に関すること

(6) 事務分掌

各班の所掌事務は、資料編の「大野城市災害対策本部事務分掌表」のとおりとする。
ただし、災害の状況に応じて柔軟な対応をとるため、事務分掌は市長の命により変更することがある。

※資料編 2-9～11 大野城市災害対策本部事務分掌表

(7) 災害対策本部の廃止

市長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、災害対策本部を廃止する。

第2 情報の収集・提供

1. 定点・定期観測と情報の提供

情報総括班は、関係機関等から放射能発生源に関する情報を収集するとともに、環境班が行う市内における放射線の観測結果を収集し、観測値の変動に注視する。

また、広報・報道班は市ホームページ等を通じて随時市民に情報提供を行う。

2. 市民等への情報提供活動

本部班及び広報・報道班は、関係機関等から収集した原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関等の情報、県等が講じている施策に関する情報、交通規制等、市民に対し正確かつきめ細かな情報を提供する。

また、情報提供は、インターネットやメール等を活用するとともに、地域支援者や自主防災組織等と連携し、要配慮者に配慮する。

なお、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は、公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制を図る。

3. 市民等からの問い合わせに対する対応

本部班は、市民からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置等の体制を確立する。

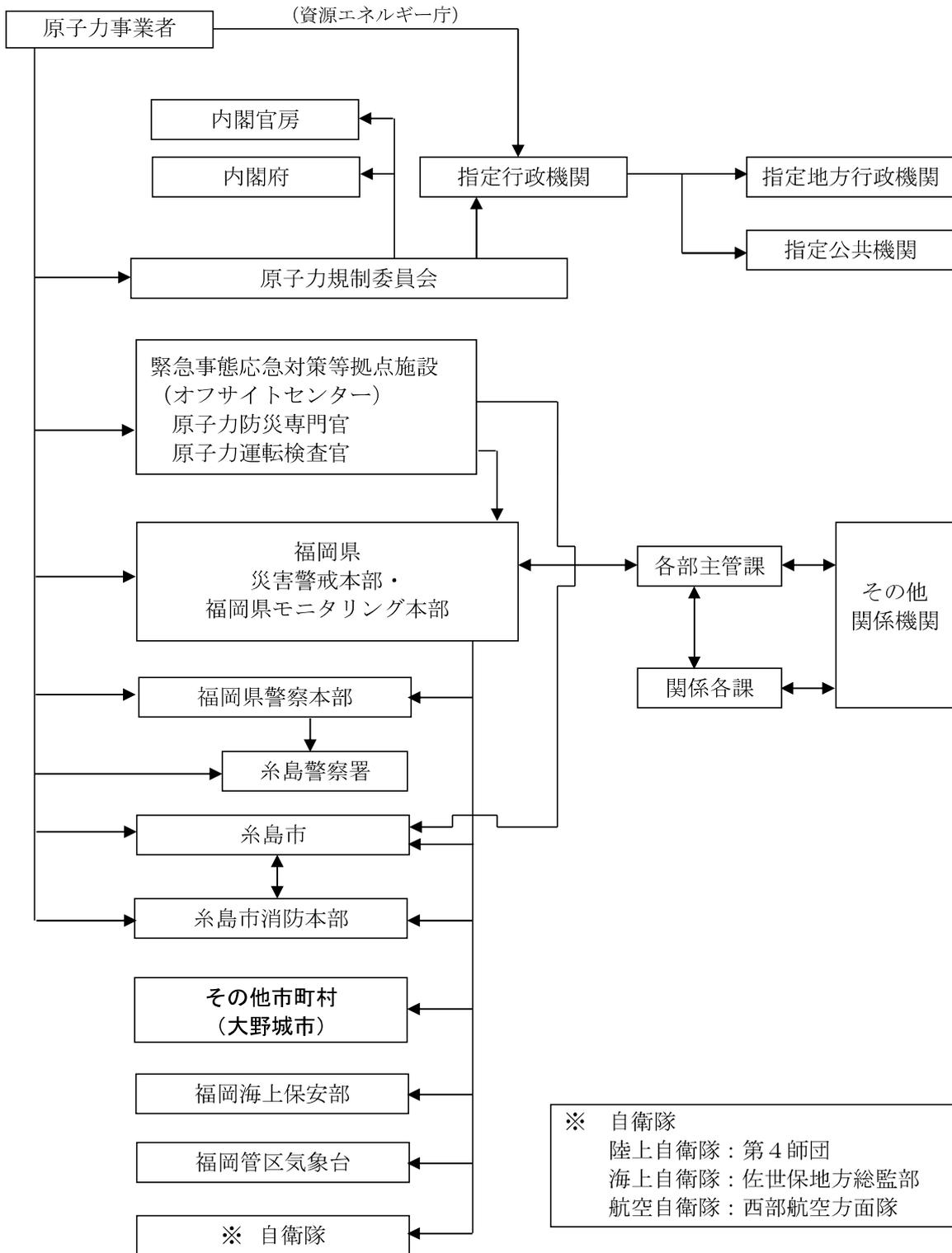
この窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を行う。

また、県等の協力を得て、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備えて置くようにする。

4. 報道機関への発表・協力要請

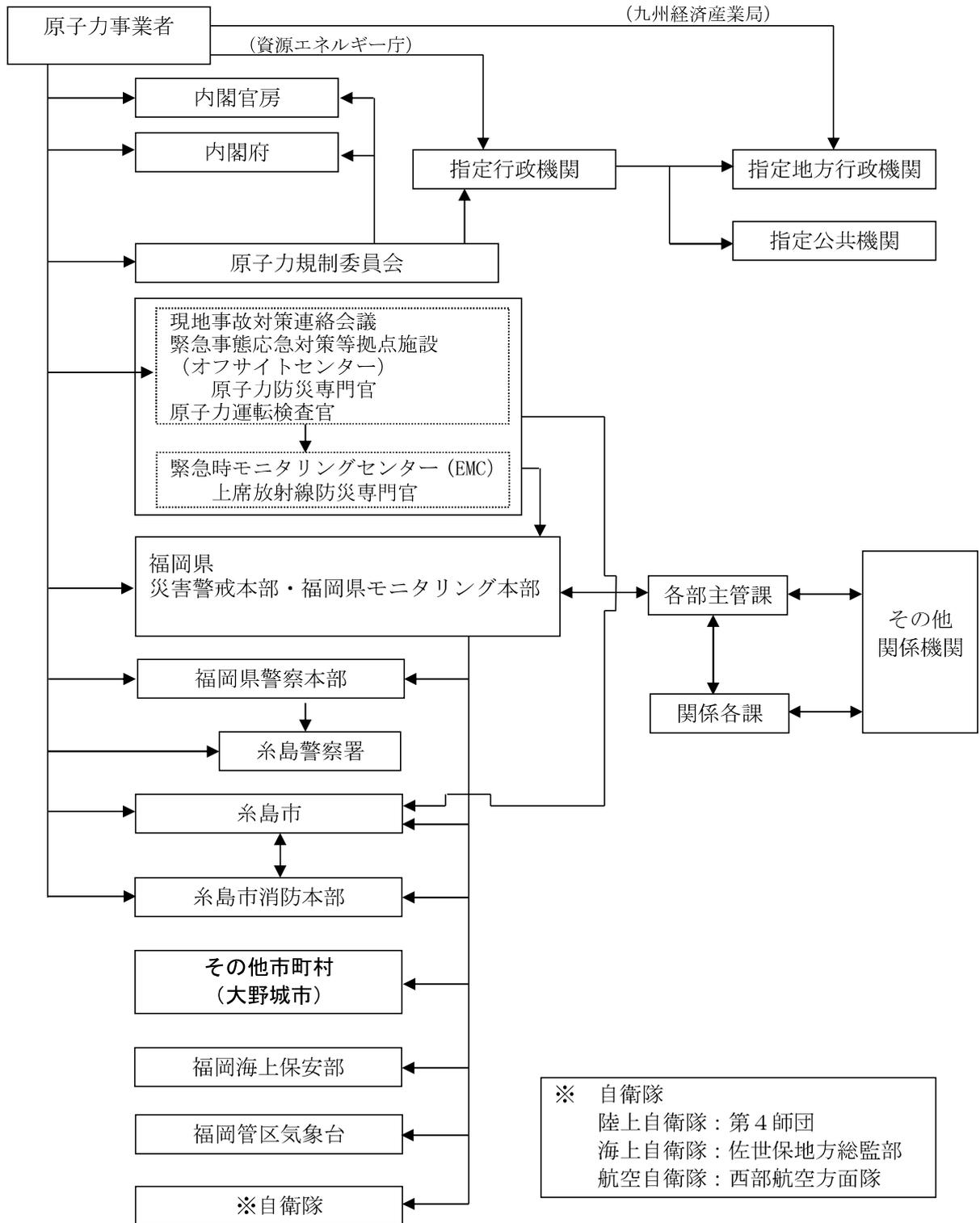
広報・報道班は、県と連携し、報道機関に対して被害状況や応急活動等の必要事項を発表するとともに、災害に関する情報の発表、協力を要請する。

■情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路



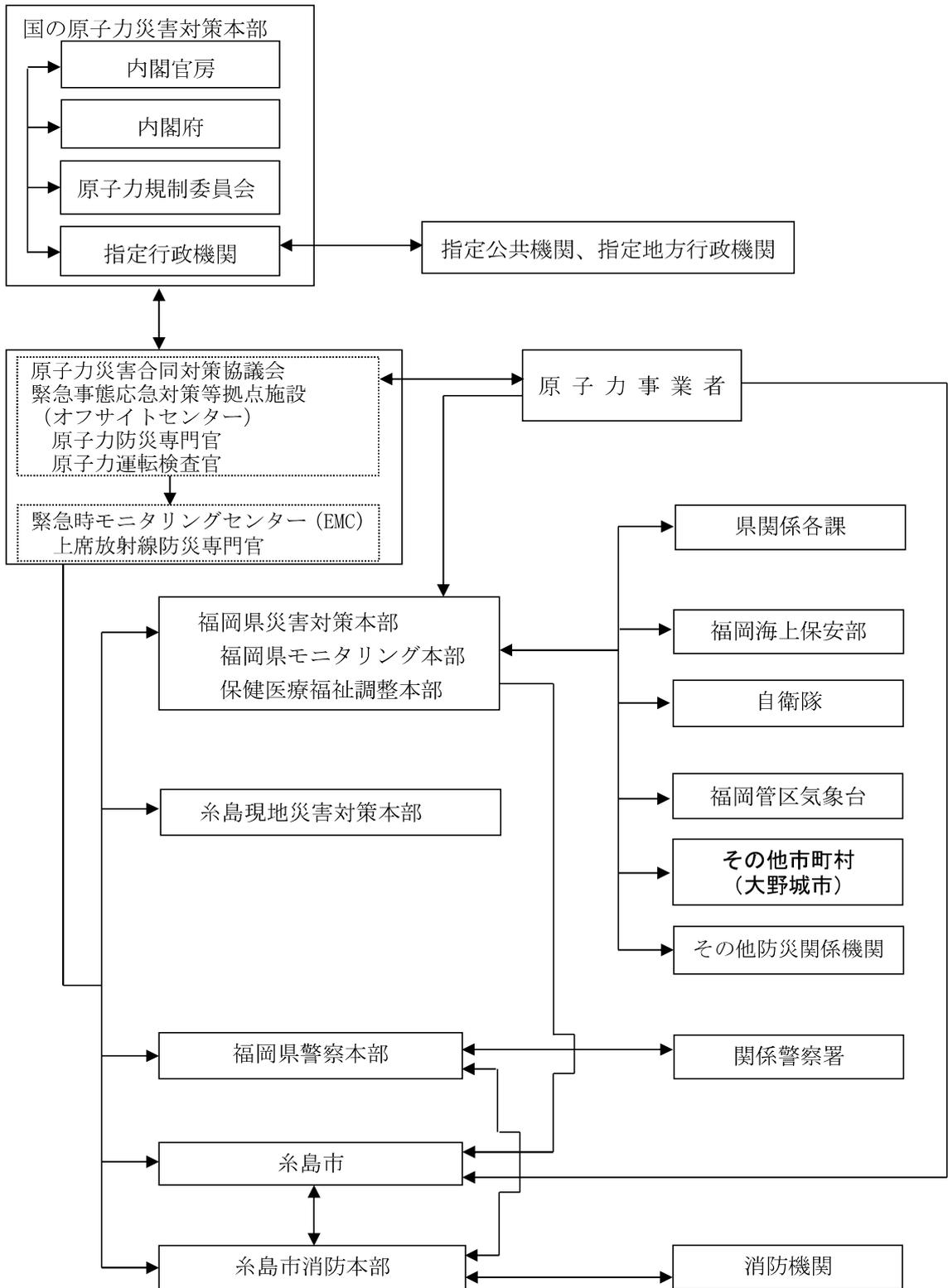
出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編

■施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路



出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編

■全面緊急事態が発生し緊急事態宣言発出された後の情報伝達経路



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。

出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編

第3 緊急避難

1. 市民の緊急避難への対応

本部班は、放射性物質の拡散による影響が予想され、市民の緊急的な避難が必要となり、国、県等から屋内退避もしくは避難のための立ち退きの指示があった場合は、必要な措置を講じるとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し、国に要請する。

なお、避難等については、現場や県による情報、風向き等の気象情報等を収集・整理し、屋内退避を含む避難場所について適切に判断する。

また、広報・報道班はその内容を速やかに市民に広報する。

2. 広域避難者の受け入れ

避難対策班は、原子力災害の発生地周辺自治体に対して、避難のための立ち退きの指示が出され、本市が避難先として避難者を受け入れる場合においては、指定避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

なお、自家用車等の車両による避難を考慮し、駐車スペースの確保が容易な指定避難所において受け入れる体制を整える。

※資料編 4-5 原子力災害における広域的避難

3. 避難者の健康対策

医療救護班は、指定避難所等における避難者の健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査等の原子力災害医療活動に協力する。

また、県を通じて国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤服用の指導、助言又は指示があった場合は安定ヨウ素剤を調達し、配布する。この場合、適切な服用を行うよう指導する。

第4 原子力災害での応急対策活動

1. 放射線モニタリング調査

(1) 放射線モニタリング調査

環境班は、市内において放射線量等の定点観測を行い、調査結果を本部班へ報告する。

(2) 緊急時モニタリングへの協力

環境班は、県より緊急時モニタリングへの協力を依頼された場合、これに協力する。協力する事項は次のとおりとする。

- ◆環境試料の採取・運搬、空間放射線量のモニタリング
- ◆要員の派遣
- ◆資機材の貸与

※資料編 4-4 緊急時モニタリングの概要（福岡県）

2. 汚染飲料水・飲食物の摂取制限等

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限

本部班は、飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限について、原子力災害対策指針の指標等を踏まえた国の指示若しくは要請又は国の指示若しくは要請に基づく県の要請に基づき、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限等必要な措置を講じる。

また、水道水については、国の指示若しくは要請又は国の指示若しくは要請に基づく県の要請に基づき、他の水道水源への振替、摂取制限等必要な措置を講じる。

広報・報道班は、措置の内容について、市民等への周知・徹底及び注意喚起に努める。

(2) 飲料水、飲食物の汚染状況調査

環境班は、国及び県から放射性物質による汚染状況調査の要請があった場合、OILの基準値を踏まえ、飲料水の調査・検査を実施する。また、食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。

■ 飲食物摂取制限に関するOIL※1

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※3 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種 ※5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※6
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である OIL3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

第2節 災害応急対策計画

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG2におけるOIL6の値を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

3. 農産物等の採取及び出荷制限

環境班は、農産物等の生産者、流通機関の責任者等に対し、県からの要請内容について周知するとともに、県の要請に基づき、下記の措置を講じるよう要請する。

また、広報・報道班は、上記の措置の内容について、市民等への周知・徹底及び注意喚起に努める。

- ◆農作物の作付け制限
- ◆農産物等の採取・収穫の禁止
- ◆農産物等の出荷制限
- ◆肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- ◆家畜の避難・処分
- ◆その他必要な措置

環境班は県と協力し、制限物品が流通した場合に市民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査・検査を実施し、関係者に情報提供を行う。

■肥料（堆肥、腐葉土等）・土壌改良資材・培土及び飼料（牧草、稲わら、麦わら等）の許容値に関する指標

対 象	放射性セシウム
肥料・土壌改良資材・培土	400ベクレル/kg
牛、馬用飼料	100ベクレル/kg
豚用飼料	80ベクレル/kg
家きん用飼料	160ベクレル/kg
養殖魚用飼料	40ベクレル/kg

資料：福岡県地域防災計画・原子力災害対策編

4. 飲料水の供給

給水班は、県が飲料水の摂取制限等の措置を要請したときは、必要に応じて市民への応急給水等の措置を講じる。

5. 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限の解除

本部班は、飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限の解除について、原子力災害対策指針の指標等を踏まえた国の指示若しくは要請又は国の指示若しくは要請に基づく県の要請に基づき、飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物等の採取及び出荷制限を解除する。

6. 文教対策

学校長等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

また、環境班は、県及び関係機関と連携し、公立の学校等やその通学路等の汚染状況の調査を行い、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に放射性物質による汚染の除去（除染）に努める。

第3節 災害復旧計画

原子力災害の拡大の防止と復旧のため、除染への対応、風評被害の軽減、各種制限措置解除を行った後、影響調査等の復旧対策を講じる。

項 目	担 当
第1 放射性物質による汚染の除去	環境班
第2 放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理	環境班
第3 風評被害の軽減	広報・報道班
第4 心身の健康相談体制の整備	医療救護班
第5 各種制限措置の解除等	本部班、広報・報道班
第6 緊急時モニタリングへの協力	環境班

第1 放射性物質による汚染の除去

1. 避難のための立ち退きの指示があった地域

環境班は、避難のための立ち退きの指示があった地域を対象とする除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

2. その他の地域

環境班は、避難のための立ち退きの指示があった地域以外を対象として除染を行う場合は、主に市町村における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

なお、作業にあたっては、必要に応じ、防護服の着用や安定ヨウ素剤の服用等、被爆に対して十分に配慮して行う。

- ◆線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等、子どもの生活環境を中心とした除染を行う。
また、線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があり得ることから、子どもの生活環境に留意した対応を行う。
- ◆水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は、可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする

- 等、除去土壌の発生抑制に配慮する。
- ◆除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量の記録等、周辺住民の健康保護及び生活環境保全への配慮に関し必要な措置をとる。
 - ◆除染実施の前後にモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後にも必要に応じ定期的にモニタリングを実施する。

資料：除染関係ガイドライン（平成25年8月 環境省）

第2 放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理

環境班は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理について、以下の協力を行う。

- ◆廃棄物及び土壌の処理に際しての収集、運搬、一時的な保管等
- ◆放射性物質の付着により摂取制限・出荷制限等の対象となった飲食物・農林畜水産物等の廃棄物、除染により発生した放射性物質の付着した土壌の適切な取り扱いについて市民、事業者等への周知

また、放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の収集、運搬、一時的な保管への協力にあたっては、以下のような措置をとる。

- ◆飛散流出防止措置
- ◆モニタリングの実施
- ◆放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の量・運搬先等の記録
- ◆周辺住民の健康保護及び生活環境保全への配慮

なお、国に対し、早期に放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行う施設を確保し、一時的な保管場所から搬送するよう要請する。

第3 風評被害の軽減

広報・報道班は、原子力災害による「情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）」の影響を軽減するため、農業地や地場産業の商品等の適正な流通促進や、いじめ等の人権問題に配慮し、正確な情報に基づき広報活動を実施する。

情報提供・広報活動にあたっては、外国語でも情報提供・広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

第4 心身の健康相談体制の整備

医療救護班は、市民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。また、県が実施する市民の被ばく線量の把握、長期間にわたる健康調査に協力する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子供等に十分配慮する。

第5 各種制限措置の解除等

本部班及び広報・報道班は、緊急時モニタリング等による調査、原子力規制委員会や国の判断を受け、県等からの各種制限措置の解除指示があった場合は、関係機関や市民に関連情報を周知する。

また解除後、本部班は、原子力災害による影響調査を実施するとともに、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

第6 環境放射線モニタリングへの協力

環境班は、国による緊急事態解除宣言後に県が関係機関等と協力して実施する環境放射線モニタリングに協力する。

第3章 大規模事故対策

- 第1節 航空機事故への対応
- 第2節 林野火災への対応
- 第3節 各種危険物施設等への対応
- 第4節 その他事故への対応

本章では、原子力災害以外の大規模あるいは広範囲にわたる各種事故や災害が発生する前の対策、災害発生後の市及び関係機関が実施する様々な応急対策を提示している。

なお、全ての対策には、市役所内での担当部署及び関係機関を示し、各自が計画の実施状況を確認しやすいように表現している。

第1節 航空機事故への対応

第1 航空機事故対策

事故現場及びその周辺における被害を最小限に抑えるため、福岡空港緊急連絡協議会を活用するとともに、航空機事故対処総合訓練に参加する等関係機関との連絡体制を強化する。

■施策の体系

第1 航空機事故対策	————— 関係機関との連絡体制の整備
------------	---------------------

施策	関係機関との連絡体制の整備	
計画名	計画内容	担当部署 [関係機関]
関係機関との連絡体制の整備	あらかじめ空港事務所や医療機関、消防機関との相互の連絡体制の整備を図る。 ◆福岡空港緊急計画連絡協議会の活用 ◆上記の協議会における航空機事故対処総合訓練への参加	危機管理部 [消防本部] [空港事務所]

第2 航空機事故の応急対策

事故現場及びその周辺における被害を最小限に抑えるため、速やかに活動体制を整備し、情報の収集・提供を行うとともに、事故現場及び周辺住民に対する応急対策活動を実施する。

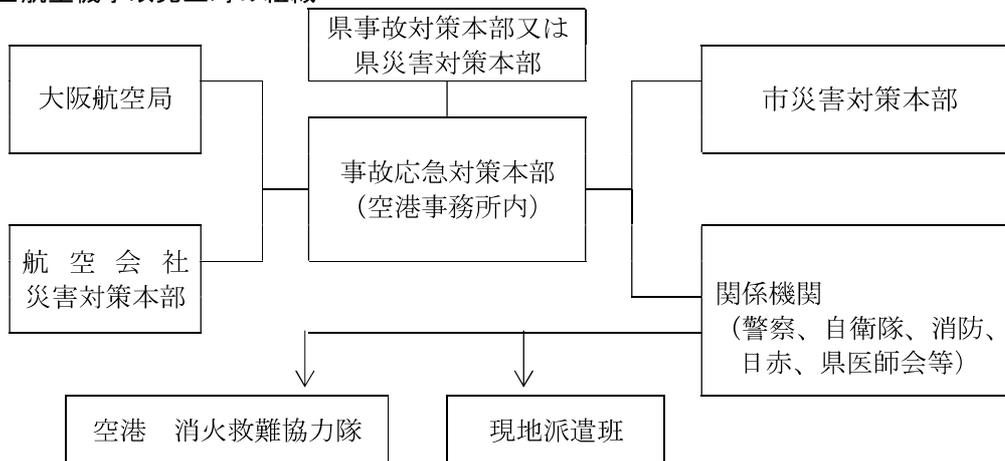
区分	項目	担当班
航空機事故	第2 航空機事故の応急対策	関係各班、関係機関

1. 活動体制

航空機事故発生における市等の活動体制は、次のとおりである。

市	市長の判断により災害対策本部の設置等必要な体制をとり、的確な応急対策活動を行う。
空港管理者	空港事務所に事故応急対策本部を設置し、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。
県	事故災害の状況から相当な被害が予想される時は、事故対策本部を設置する。また、大規模な被害が想定される等、総合的な災害応急対策を効果的に実施する必要があるときは、災害対策本部を設置する。
関係機関	災害の規模が大きく、応急対策活動を強化する必要があるときは、事故応急対策本部に職員を派遣する。

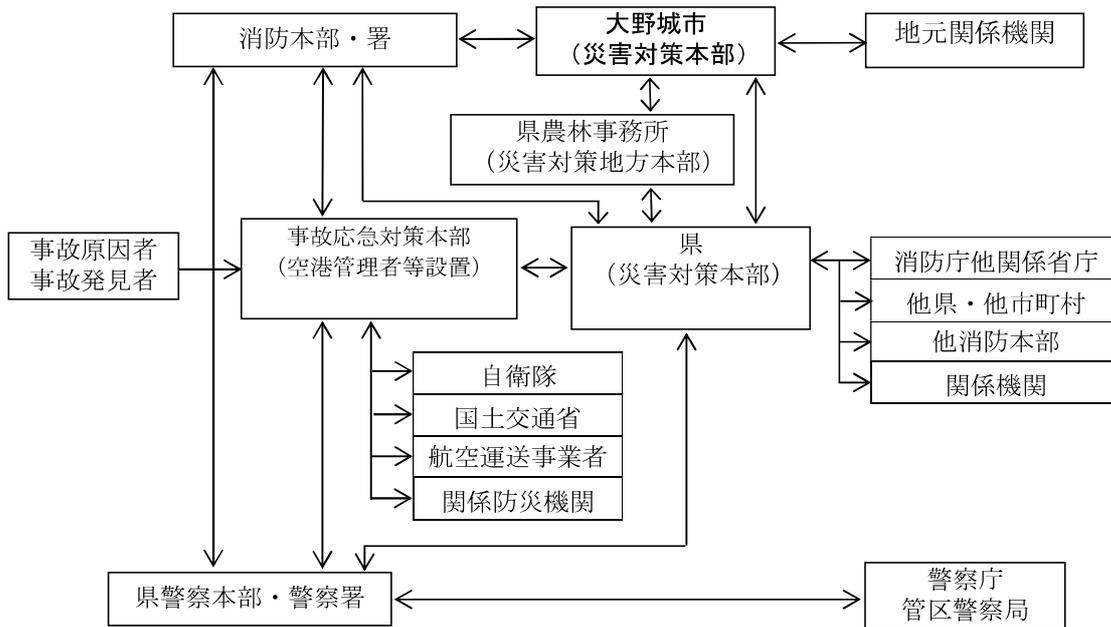
■航空機事故発生時の組織



2. 情報の収集・伝達

空港事務所への通報	市、消防本部等は、事故を覚知したときは、速やかに空港事務所に通報する。
市民への広報	<p>広報・報道班及び関係各班は、広報車等により次の内容を広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事故状況 ◆避難指示及び避難先 ◆警戒区域の設定状況、交通規制の状況 ◆応急対策の概要及び復旧の見通し ◆その他必要事項

■航空災害情報伝達系統



3. 事故現場での応急対策活動

消防活動	消防本部、消防団は、事故により火災が発生したときは、消火活動を行うとともに、必要に応じて応援を要請する。
救出救護活動	消防本部、消防団、警察は、事故が発生したとき、直ちに救助隊を編成し、乗客、乗員等の救出活動を行う。
医療活動	医療救護班は、医師会と連携し、事故現場付近の適当な場所に救護所を設置し、医療救護チームによる応急医療を行う。また、消防本部は重症者を適切な後方医療機関へ搬送する。
遺体の収容等	環境班は、警察署等関係機関との協議により遺体の収容場所を設置する。医療救護班は、遺体の検視・検察の協力、処理並びに収容を行う。

注) 各項目の詳細は、風水害対策編及び震災対策編の関連節を参照のこと。

4. 事故現場周辺住民への応急対策活動

避難指示	市長は、必要に応じて周辺住民に避難指示を行う。
警戒区域の設定	市長は、必要に応じて警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限もしくは禁止する。
交通規制	道路管理者又は公安委員会は、必要に応じて事故現場周辺道路の通行を制限もしくは禁止する。

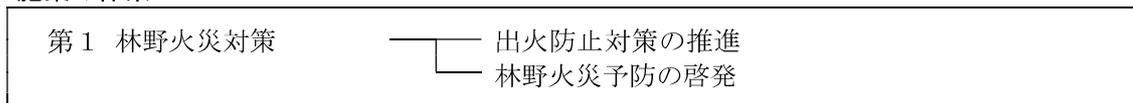
注) 各項目の詳細は、風水害対策編及び震災対策編の関連節を参照のこと。

第2節 林野火災への対応

第1 林野火災対策

林野火災を未然に防止するため、出火防止対策及び巡視、監視体制を強化・推進するとともに、防火思想の普及を推進する。

■施策の体系



施策		出火防止対策の推進
計画名	計画内容	担当部署 [関係機関]
出火防止対策の推進	火入れ、たき火等による出火の防止対策及び巡視、監視体制を強化する。 ◆火入れの際の森林法に基づく消防機関、隣接市町との調整 ◆「大野城市火入れに関する条例」に基づく火入れの許可申請届出の徹底 ◆火入れ許可における許可内容遵守の指導 ◆森林巡視パトロールの推進 ◆自然水利を利用した消火訓練の実施	環境経済部 危機管理部 [消防本部]

施策		林野火災予防の啓発
計画名	計画内容	担当部署 [関係機関]
林野火災予防の啓発	火災発生危険期を重点的に、予防広報を積極的に推進する。 ◆山火事防止月間での周知、広報徹底 ◆駅等へのポスターの掲示、林道への標識板等の設置	都市整備部 危機管理部 [国] [県] [消防本部]

第2 林野火災の応急対策

消防機関は、火災の拡大を防ぐため、速やかに活動体制を確立し、関係機関と連携して防御に当たるとともに、状況に応じて消防相互応援や自衛隊の派遣要請による広域的な消火活動、空中消火等を実施する。

区 分	項 目	担 当 班
林野火災	第2 林野火災の応急対策	消防本部、消防団、本部班

1. 対応方針

林野火災が発生したときは、消防本部、消防団が連携して、消火活動を行う。

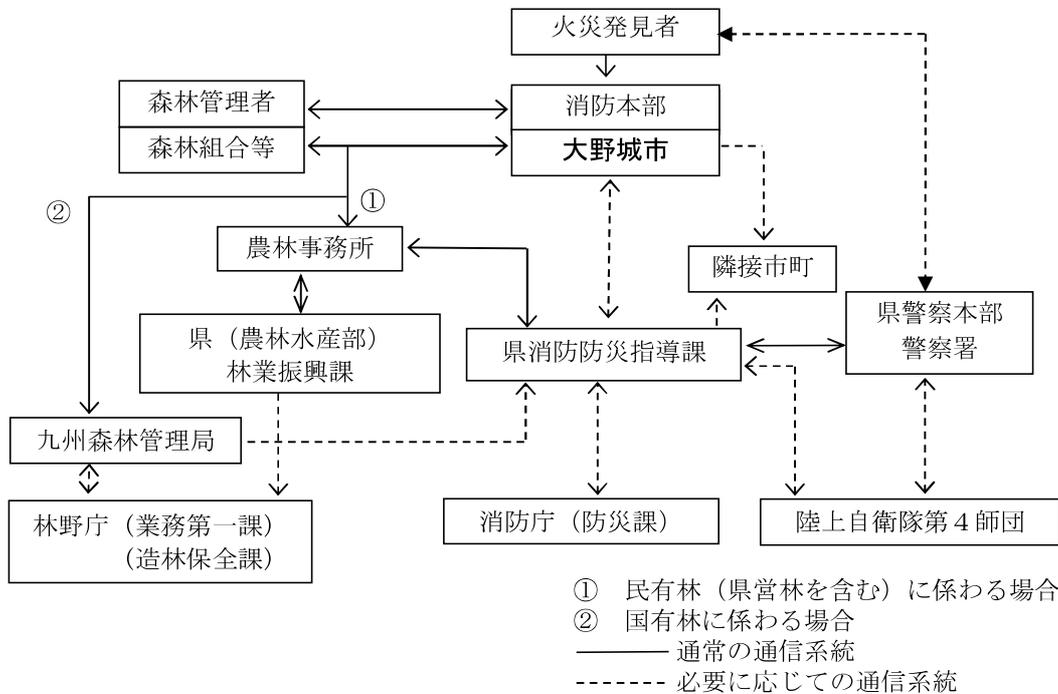
なお、林野火災は、消火活動が極めて困難であることから、空中消火の実施要請等、状況に応じて近隣消防機関、県等の広域応援体制を確立する。

2. 情報伝達

市長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県、隣接市町村、警察署等へ通報するとともに、状況に応じ、地区住民、入山者等に対し周知を図る。

本部班は、火災の規模等が次頁の「通報基準」に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県（消防防災指導課）に即報を行う。

■火災通報の伝達系統



- ◆焼損面積 10ha 以上と推定されるもの
- ◆空中消火を要請したもの
- ◆住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- ◆人的被害が発生したもの

3. 活動体制の確立

(1) 現場指揮本部の設置

消防本部、消防団は、必要に応じて現場指揮本部を設置し、関係機関等と連携、協力して防御にあたる。

(2) 関係機関への応援要請

市長及び消防長は、火災が拡大し、消火困難と認めるときは、現地災害対策本部を設置し、消防相互応援や自衛隊の派遣要請により広域的な応援体制をとる。

4. 県への報告

市は、焼損面積 20ha 以上のときは、林野火災調査資料を作成し、県に報告する。

5. 応急対策活動

市、消防本部、消防団及び警察は、事故発生元関係者と連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出・救護、交通規制を行い、避難の指示、警戒区域の設定等の必要な応急対策を行う。

- ◆事故状況の実態の把握、的確な情報の収集、関係防災機関への連絡通報
- ◆被災者の救出・救護（搬送・収容）
- ◆事故拡大防止のための消火その他消防活動
- ◆警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- ◆負傷者等の身元確認
- ◆県又は他の市町村に対する応援要請
- ◆関係防災機関との調整

注) 各項目の詳細は、風水害対策編及び震災対策編の関連節を参照のこと。

第3節 各種危険物施設等への対応

第1 各種危険物施設等対策

危険物施設等の安全性を強化するため、検査・指導、自主保安体制等を確立するとともに、特異災害にも対応できる消防設備の配備を推進する。

■施策の体系



施策		立入検査並びに改善指導の実施	
計画名	計画内容	担当部署 [関係機関]	
立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導	必要に応じ、県その他関係機関・団体等と連携して、立入検査を実施し、法令に基づく規制の強化、改善の指導を行うとともに、耐震化を図るよう指導する。	[県] [消防本部]	
取り扱い施設の検査・指導	関係機関・団体等と連携して、各施設管理者に対し、対象施設の検査・指導を行う。	[県] [消防本部]	
危険物施設等	各対象物について、位置・構造・設備及び管理状況等の関係法令基準との適合性を定期的に検査する。 ◆不備欠陥事項の改善指導 ◆タンクローリーの一斉査察	[県] [消防本部]	
高圧ガス施設等	法令等に基づく立入検査を定期的実施するほか、高圧ガス等の貯蔵取り扱い届出を促進し、適正な指導を行う。 ◆火気使用設備の位置・構造・取り扱い管理等 ◆施設の耐震性向上 ◆防災計画の策定、災害時の対応措置	[県] [消防本部]	
劇物・毒物等保管施設等	登録・届け出義務のある事業所の定期監視のほか、「非届出業務上取扱者」についても使用量が多く注意を要する事業所は、検査・指導を行う。 ◆適切な取り扱い ◆施設の安全化	[県] [消防本部]	

第3節 各種危険物施設等への対応

施策	立入検査並びに改善指導の実施	
計画名	計画内容	担当部署 [関係機関]
放射線等使用施設	<p>関係施設の火災予防立入検査を実施するほか、次の事項について指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆関係施設及び周辺の検査 ◆放射性物質の適切な管理と予防措置 ◆消防計画の策定 ◆予防管理組織、自衛消防組織等の設置 	[県] [消防本部]

施策	自主保安体制の確立	
計画名	計画内容	担当部署 [関係機関]
自主保安体制の確立	<p>関係機関・団体等と連携して、各施設管理者に対し自主保安体制の確立を指導する。</p>	[県] [消防本部]
危険物対策	<p>関係機関・団体等と連携し、各施設管理者に対し、自主防災体制を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆施設の点検及び取り扱い作業等の適性 ◆予防規定の作成 ◆施設規模・実態に応じた自衛組織の設置 ◆保安教育、防御活動 ◆消火薬剤、流出油処理剤、中和剤等の備蓄 ◆自衛消防隊の相互応援体制の促進 	[県] [消防本部]
高圧ガス・液化ガス・劇毒物等対策	<p>建築同意の段階での適切な指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆防火上の欠陥、消火活動の障害物除去 ◆消防用設備等の設置、初期消火体制 <p>また、消防法第8条に基づく消防計画の作成を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆対象物の実態・危険性を考慮した計画 ◆自衛消防隊の訓練 	[県] [消防本部]
放射性物質対策	<p>消防法第7条の規定により、建築同意する場合、次の事項について指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆消火作業時の汚染拡大防止が容易なこと ◆固定消火装置により放射性物質が飛散しないこと <p>また、同法8条に基づき、消防計画を策定すべき施設に対して、次の事項を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆貯蔵取り扱い等をする放射性物質の変更届け出 ◆火災発生時の放射性物質の所在、危険の通報 ◆到着消防隊と連絡要員の指定等 	[県] [消防本部]

施策	危険防除のための消防力等の強化	
計画名	計画内容	担当部署 [関係機関]
危険防除のための消防力等の強化	<p>社会状況の多様化により見込まれる特異な災害の危険から、安全を確保するための消防設備の配備を進める。</p> <p>◆化学消防車両・救助工作車、防護服等の装備</p> <p>◆有毒ガス等漏洩探知機等の設備</p>	[県] [消防本部]

第2 各種危険物施設等の応急対策

被災者の救出と災害の拡大防止等のため、速やかに活動体制を確立したうえで、消防本部、消防団が中心となって応急対策活動を実施するとともに、二次災害の防止措置を講じる。

区分	項目	担当班
危険物施設等	第2 各種危険物施設等の応急対策	関係各班、消防本部、消防団、関係機関、各施設管理者

1. 危険物等の対象と対応方針

本節の危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。また、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設（以下「放射性物質取扱施設」という。）からの火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生をいう。

危険物等により災害が発生したときは、消防本部、消防団が中心となり、施設管理者、警察署、県等と連携をとりながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

消防本部等は、これら施設の管理者、保安監督者等に対し、その安全管理を指導する。

2. 災害対策本部の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置等適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3. 情報の収集、連絡

関係各班、消防本部等は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

また、市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

4. 応急対策活動

市、消防本部、消防団及び警察は、事故発生元関係者と連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出・救護、交通規制を行い、避難の指示、警戒区域の設定等の必要な応急対策を行う。

- ◆事故状況の実態の把握、的確な情報の収集、関係防災機関への連絡通報
- ◆被災者の救出・救護（搬送・収容）
- ◆事故拡大防止のための消火その他消防活動
- ◆警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- ◆負傷者等の身元確認
- ◆県又は他の市町村に対する応援要請
- ◆関係防災機関との調整

注) 各項目の詳細は、風水害対策編及び震災対策編の関連節を参照のこと。

5. 二次災害の防止措置

各種危険物を取り扱い、又は保有する施設管理者、保安監督者等は、大規模災害が発生したときは、火災、爆発、流出、拡散等の二次災害を防止するため、消防、警察等関係機関へ通報し速やかに必要な応急対策を行う。

第4節 その他事故への対応

第1 その他大規模事故の応急対策

鉄道・道路事故現場、ガス爆発等の事故現場及びその周辺における被害を最小限に抑えるため、速やかに活動体制を確立し、情報の収集や連絡、消火、救出・救護等の応急活動対策を実施する。

区 分	項 目	担 当 班
その他大規模事故	第1 その他大規模事故の応急対策	関係各班、関係機関

1. その他大規模事故の種類

本市において考えられるその他大規模事故の種類は、次のとおりである。

- ◆大規模な鉄道事故、道路事故
- ◆土木工事における事故等

2. 災害対策本部の設置

市長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置等適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3. 情報の収集・連絡

情報総括班は、関係機関と相互に連絡体制が確保できるよう、又は相互の連絡協力の下に必要な対策が適切に実施されるように、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報収集を行う。

4. その他大規模事故の応急対策活動

市、消防本部、消防団及び警察は、事故発生元関係者と連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出・救護、交通規制を行い、避難の指示、警戒区域の設定等の必要な応急対策を行う。

- ◆事故状況の実態の把握、的確な情報の収集、関係防災機関への連絡通報
- ◆被災者の救出・救護（搬送・収容）
- ◆事故拡大防止のための消火その他消防活動
- ◆警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- ◆負傷者等の身元確認
- ◆県又は他の市町村に対する応援要請
- ◆関係防災機関との調整

注) 各項目の詳細は、風水害対策編及び震災対策編の関連節を参照のこと。

大野城市地域防災計画
[原子力災害等対策編]

編集発行 大野城市防災会議
事務局 大野城市危機管理部危機管理課（危機管理担当）
〒816-8510 大野城市曙町二丁目2番1号
電話 092-501-2211（代表）